

議 第 9 5 号

公の施設の指定管理者の指定について
(ワークプラザ柏崎)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和5年（2023年）12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
ワークプラザ柏崎
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益社団法人柏崎市シルバー人材センター
- 3 指定の期間
令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）
3月31日まで